

議 長 日程第9「認定第9号平成27年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 それでは説明させていただきます。まず、この会計につきましては、平成20年度から始まりまして、後期高齢者医療制度、要は75歳以上の方が対象の保険でございます。保険料の決定や医療の給付などにつきましては、県の後期高齢者医療広域連合が行っておりますが、申請の相談など窓口事務や保険料の収納については、町が行っているものでございます。

それでは、364ページお聞き願いたいと思います。実質収支に関する調書、歳入総額は1億5,859万3,024円、約0.9%の増になってございます。歳出総額は1億5,425万5,319円ということで、前年度対比で1%の増でございます。歳入歳出差引額は、433万7,705円となっております。被保険者は毎年ふえておりますので、毎年同じぐらいの割合で推移してございます。ちなみに、28年3月末現在の被保険者数につきましては、1,764人ということで、前年度よりも80人、4.8%の増になってございます。

それでは次のページ、歳入から説明をさせていただきます。款の1、後期高齢者医療保険料につきましては、収入済額1億3,075万6,460円となっております。ほぼ前年並みでございます。収納率は全体で99.1%でございます。現年分が99.3%、滞納繰越分が71%となっております。そして、死亡等により不能欠損した額は600円でございます。収入未済額については123万5,080円でございます。これにつきましては、現在、8月末現在で23万円を徴収してございます。

款の2、使用料及び手数料3万6,800円、1件200円の督促手数料を184件分を収納してございます。

款の3、繰入金、一般会計からの繰入金2,322万6,409円となっております。内訳は低所得者の保険料軽減分を公費で補填する保険基盤安定制度繰入金が2,226万5,409円と、そして事務費に係る繰入金が96万1,000円となっております。

次に款の4、繰越金、26年度決算の剰余金を繰り越したもので、443万1,015

円を繰り越しをいたしました。

款の5、諸収入です。節の1、延滞金6件分で1万8,200円。そして、次のページになりますけども、雑入でございます。前年度に町が支払った保険料の還付金相当分12万4,140円を広域連合から受け入れたものでございます。

それでは歳出のほうに、次のページに移らせていただきます。款の1、総務費につきましては69万4,430円となっております。被保険者証の発行や郵送料など、一般的な事務費に係るものや保険料の決定通知書発送に伴う共同のアウトソーシング委託料などが主なものでございます。

款の2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては1億5,337万9,679円となっております。これにつきましては、保険基盤安定負担金の財源と被保険者からの徴収した保険料を広域連合に納付したものでございます。

款の3、諸支出金につきましては18万1,210円となっております。これは、過年度の保険料にかかわる保険料還付金で、転出や死亡による保険料の還付金でございます。予備費につきましては、そのまま使うことはございませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第9号平成27年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。